

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、そのと日)

告

示

目次

次

◇告示

字の区域の変更

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場等の使用料の徴収事務の委託

開発行為に関する工事の完了

廟の指定の一部改正

鳥取県立学校管理規則の一部改正

◇教委規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

◇人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇公 告

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催

鳥取県告示第四百三十四号
この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大河原地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称	区域を変更する
	同上の区域（昭和五十九年二月一日現在の地番による。）

字の名称	区域を変更する
大字山口字流山	大字山口字流山の全域

大字山口字ヒゲ

字の名称	区域を変更する
大字山口字ヒゲ	大字山口字ヒゲ山のうち一五〇五の一〇、一五〇六の二九以外の区域

字の名称	区域を変更する
大字山口字山船ヶ谷	大字山口字山船ヶ谷のうち一五〇七の九八、一五〇七の九九以外の区域

九、一五〇七の一〇〇以外の区域

大字山口字船ヶ谷

大字山口字ヒゲ山一五〇六の二九
大字山口字山船ヶ谷一五〇七の九八、一五〇七の九九、一
五〇七の一〇〇

大字山口字船ヶ谷の全域

鳥取県告示第四百三十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十九年七月三日から
昭和六十年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十九年七月三日から
昭和六十年三月三十一日まで
倉吉市 倉吉市立河北中学校昭和五十九年七月四日
倉吉市 福祉会館昭和五十九年七月五日
倉吉市立成徳小学校昭和五十九年七月六日
倉吉市立成徳小学校

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る大河原地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

保全林の種類													市郡名	同一の単位とされる保安林の所在場所		
水源かん養保土砂流出防備保安林														町村名	大字名	字名
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	八頭郡	八頭郡	八頭郡
鳥取市	岩美郡	八頭郡	八氣岩頭郡	高美取郡	鳥郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡
福部村	国府町	岩美町	河原町	河原町	用瀬町	船岡町	佐治村	八東町	用瀬町	船岡町	智頭町	若桜町	若桜町	若桜町	若桜町	若桜町
五〇〇〇・三〇四四	一〇〇五・六二八三	一〇一五・二二七	一七一七	一九五八	二〇一〇・九五	二〇一〇・四五	二三一三	二三一三	二七一七	二七一七	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九
鳥取府	福岡郡	岩河郡	河原郡	鳥取地区	赤波	喜才谷山	平池ノ内下平	明見谷東平	智頭	船岡	若桜	若桜	東部地区	東部地区	東部地区	東部地区
皆伐面積の限度 (ヘクタール)																
五〇〇〇・三〇四四	一〇〇五・六二八三	一〇一五・二二七	一七一七	一九五八	二〇一〇・九五	二〇一〇・四五	二三一三	二三一三	二七一七	二七一七	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九	二九一九
鳥取郡	福岡郡	岩河郡	河原郡	鳥取地区	赤波	喜才谷山	平池ノ内下平	明見谷東平	智頭	船岡	若桜	若桜	東部地区	東部地区	東部地区	東部地区
単位区域名																
保健保安林																
水源かん養保土砂流出防備保安林																
日境米野港子伯郡市	西米野郡	伯子郡	日西郡	西米野郡	東伯郡	倉吉市	倉吉市	倉吉市	東伯郡	東伯郡	倉吉市	倉吉市	鳥取市	岩美郡	氣高郡	氣高郡
市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡
町溝口町	江府	東伯町	東伯町	大栄町	東鄉町	東伯町	閑金町	三朝町	東伯町	東伯町	志津原	志津原	高路	鹿野町	青谷町	青谷町
大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字杉地	大字水谷	大字長谷	大字長谷	大字長谷
六九七・九三	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四
西部地区	米子地区	杉地	杉地	金屋	大谷	宮下	宮内	宮原	志津	志津	栗尾	栗尾	倉吉地区	高路	鹿野	氣高

土 安 保 林 砂 流 出 防 備	西 伯 郡	米 子 市	岸 本 町	大 山 町
干 害 防 備 保 安	日 野 郡	日 野 郡	溝 口 町	會 見 町
水 源 か ん 養 保	西 伯 郡	江 府 町	中 山 町	大 山 町
安 林 砂 流 出 防 備	日 野 町	大 山 町	西 伯 町	岸 本 町
保 安 林 砂 流 出 防 備	日 南 町	西 伯 町	日 南 町	會 見 町
大 字 伐 株	寺 赤 松	宮 内 ・ 坊		
大 字 法 勝	大 字 孝 靈 山	門 野		
字 大 谷 奥	寺 孝 靈 山	門 野		
一 、 五 七 〇 ・ 二 一	○ ・ 四 五	○ ・ 四 八	○ ・ 〇 八	○ ・ 一 〇
一 六 ・ 〇 九	○ ・ 四 五	○ ・ 二 二	○ ・ 二 二	○ ・ 三 九
二 ・ 五 一	○ ・ 四 四	○ ・ 一 六	○ ・ 一 六	○ ・ 四 八
日 南	日 野 地区	大 谷 奥	孝 靈 山	米 子 市
	日 野	法 勝 寺	法 勝 寺	西 伯 町
				西 伯 町
				岸 本 町
				大 山 町

り告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月十三日 鳥取県指令受都計第三百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業
代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第四百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、野球場、第一補助競技場及び第二補助競技場並びに鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンター、テニスコート及びアーチェリー場の使用料の徴収事務を財団法人鳥取県都市公園協会に委託したので、同条第二項の規定によ

鳥取県告示第四百四十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（廻の指定について）の一部を

次のように改正する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県知事 西 尾 因 次

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

「鳥取県立鳥取盲学校 岩美郡国府町大字宮下」を「鳥取県立鳥取盲学校 岩美郡国府町大字宮下」を 鳥取県立鳥取聾学校

岩美郡国府町宮下一二六五 岩美郡国府町大字宮下

岩美郡国府町宮下一二六一 に改める。

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取盲学校の項中

「岩美郡国府町宮下一二六五」を「岩美郡国府町大字宮下一二六一」

に改め、同表の鳥取聾学校の項中

「岩美郡国府町大字宮下一二六一」を「岩美郡国府町大字宮下一二六五」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中
「鳥取東支店 岩美郡国府町新通り三丁目」に改める。

「鳥取東支店 岩美郡国府町新通り三丁目」を「鳥取東支店 岩美郡国府町大字宮下一二六五」に改める。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「各教科以外の教育活動」を「特別活動」に、「二十単位」を「十八単位」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

昭和五十九年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

（期末手当及び勤勉手当の支給日）

第十一條 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第二の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、「日曜日」の下に「、土曜日」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第1に次のものとある。

別表第1(第十一条関係)

(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受けた所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

て獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

基準	支給
三円1円	三円十円
六円1円	六円三十円
十一円1円	十一円十円

別表第三に記載。

説明

この報酬は、公布の日から起算する。

公	告
---	---

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和59年6月27日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取県庁第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年6月20日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁、第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年7月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年7月17日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市郷町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、津口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

昭和59年6月1日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

3 受講対象者

(1) 初心者講習

- 1 講習の種別
(1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により、獣銃又は空気銃

用途に供するため獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空氣銃を所持している者

- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者

- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間

- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空氣銃の所持に関する法令

- イ 猟銃及び空氣銃の使用保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を

1 時間行う。

6 受講の申込み

- 所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入記録紙を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）